

令和5年度 第3回小布施町介護保険事業計画等策定懇話会 議事要録

日時: 令和5年 12月6日(水) 午後1時 30分～

場所: 小布施町健康福祉センター

■出席者

石井会長、土屋会長代理、岡野委員、坂上委員、丸山委員、長瀬委員、吉田委員、竹内委員、篠原委員、磯野委員、荻原委員、宮尾委員、鈴木委員、小倉委員、小淵委員

■欠席者

なし

■次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 会議事項
 - (1) 計画の素案について
 - (2) 介護保険料の算定方法について
 - (3) その他
- 4 閉会

■1 開会

■2 あいさつ

・会長あいさつ

■議事に先立ち、前回の宮尾委員からの質問に対する回答

・事務局より資料に基づいて説明

委員A: 中野市の通所型サービスのAとCに関わっており、中野市と比べると、事業対象者が全員利用していることは素晴らしいと思う。事業の内容は多岐にわたっており、転倒予防教室という身体機能を維持する取組だけをみた場合に、この数字がどう変化するかが重要なので、いずれ教えてもらいたい。

事業の利用者は要支援1で 31.7%、要支援2は 40%弱となっている。この数字が今後3年間でどのように推移していくかが、3年間以降についても大きく影響してくるのではないかと思う。色々と参考になりました。

委員B: 総合事業で色々と教室があるが、これは自分で選ぶのか、それとも保健師等からの助言等で選択されていくのか。

事務局: 基本的には自分で選択して自主的に参加していただいている。通所型サービスの新生病院に委託している骨コツ貯筋プログラムは、基本チェックリストの運動機能の5項目中3項目以上

に当てはまる場合に勧めており、2項目以下の場合は転倒予防教室を勧めている。
委員B:例えば転倒予防教室を勧めても本人が利用を希望しない場合は、利用につながらないのか。
事務局:その通りです。

■3 会議事項(1)計画の素案について

・事務局より資料に基づいて説明

【質疑応答】

委員B:P. 67 等に出てきた「ICTの活用」とは何を意味するのか。

事務局:町内で事業者が事業所を設立した際や届出事項の変更等の際には、紙で届出を出していただいているが、国の方針等を踏まえて、第9期計画期間中にインターネット等を活用した電子申請に対応し、事業者の負担軽減を図っていききたいと思う。

委員B:利用者ではなく、行政と事業者間ということか。

事務局:利用者もマイナンバーカードがあれば介護保険の申請は可能。それ以外のICT活用もこれから徐々に広げていくことになると思うので、利用者と事業者ともにICTを活用した申請等の体制を整えていきたい。

委員A:第2章に町の概況が記載されており、この3年間やそれ以降の見方が変わらと思うので確認しておきたい。P. 11 では高齢化率が令和5年で 34.2%、令和 22 年で 41.7%と伸び率が 30%程度となっている。次にP. 13 では令和5年をベースとして令和8年、令和 22 年と徐々に認定率があがっており、伸び率は 34%となっている。P. 15～16 の給付率等について需要と供給で考えた場合、第9期計画期間の3年間は問題ないと思うが、令和 22 年の需給バランスは保たれていくのか心配。何か見通しはあるか。

事務局:計画策定に当たり、向こう3年間のサービス必要量等を推計している。計画は3年ごとに見直しており、その際に新しいサービス等が必要になった場合は、新しい計画でそうした内容を記載し、対応していくことになる。

委員A:P. 50 の介護予防の普及・啓発について、前回の懇話会で町の回答に、自分に関連あるものや興味があるもの以外への啓発等はほとんど効果がないという趣旨の発言があったと思うが、転倒予防教室等の身体的な機能の維持につながる教室の普及・啓発や無関心な人に向けた啓発等で何か具体的なものはあるか。

事務局:いきいきサロンは近年需要が増加しており、週の開催回数を増やした。また、ボランティアと職員で実施していたものに、令和3年から理学療法士と作業療法士等の専門職が参加する仕組みを導入して集団指導や個別相談等を実施している。好評なので、これからも進めていきたいと考えている。

委員B:移動支援についてタクシー利用助成券が交付される人は非課税世帯の人だけか。

事務局:75 歳以上、若しくは障がいをお持ちの方で、本人が住民税非課税の方が対象。

委員B:本人が非課税ということは、世帯の中に課税されている人がいても良いということか。もう少し分かりやすく説明してほしい。また、他の市町村はタクシー利用助成券以外の支援もある。

地域の人の助け合いという話があるが、個人の車に乗せる場合、事故が起きたら個人の保険を使うことになるし、その人が法的な責任を負うことになる。そういう形で良いのか。他の市町村では、ライドシェアに対応した新しい保険を契約しているところもある。住民の助け合いは分かるが、その後のこともきちんと具体的に考えてほしい。

事務局: タクシー利用助成券については、世帯の中で住民税の課税、非課税の人がいる場合、非課税の人のみ利用できる。個人個人の課税状況で判定される。

相乗りでの交通事故の補償は、当事者同士の保険で補償されるものと考えている。今おっしゃったように、誰かを乗せたいが事故が心配で乗せられないことや、年齢とともに行きたいところに好きなタイミングで行けないということもあるので、町としてはタクシー利用助成券以外にも移動支援の方策を考えていきたい。その一つとして、そういった移動の課題についてえべさの会が自分たちでも何かできないかと検討していただいている中で、例えば移動支援を実施する際の保険やガソリン代、予約等に関わる機器の購入等について町が助成を行う等、色々な形態を検討していきたい。タクシー会社などの民間事業者の協力を得られれば、違う形式の移動支援にも取り組めるかもしれない。

委員B: 今検討していることが、えべさの会で行っていることか。

事務局: えべさの会はまだ小規模で、住民のニーズをすべて満たせるものではない。今は団体での買い物に行くところから始めて、色々な意見を聞いて取り組んでいっている。えべさの会の皆さんも移動支援の一つとして色々考えて、一緒に動いてくれているのだと思う。

委員B: 買い物にみんなで行くというのは、個人の車で行ったのか、町の公用車で行ったのか。

事務局: 町の公用車で、えべさの会の方の運転で行った。

委員B: 事故があっても町の公用車の保険でカバーするという事なので、その形を増やした方が良い。海外ではサマリア会といって隣人を助ける善きサマリア人という考え方が定着しており、アメリカではサマリア法という、人を助けるために善意で良識的かつ誠実な行動を取った場合は免責される考え方がある。日本にはそういう考え方がない。もう少し前向きに考えもらいたい。

事務局: サマリア法といういいアイデアを聞かせてもらった。日本でもボランティアや民間企業の取組は進められている。法整備も進む中で、制度が固まっていくものと思う。同乗者への補償をどうするかは現段階では課題となっているが、国からも今後様々な方策が出てくると思う。町としては一定の枠を構築しつつ、地域の助け合いにどういった支援ができるのか検討していきたい。

委員B: 国は枠組みをゆるくする法律を作り、有名な保険会社がボランティア保険の延長のようなもので売り出している。法律の施行は今年なので、考えていくではなく、法的な体制はそろっているから考えてほしい。

事務局: 支え合いの体制づくりは進めているつもりなので、ご理解いただきながらご参加いただければと思う。それとは別に、その枠組みに対してどういった支援ができるかは十分検討していく必要があると思っている。

事務局: シニアクラブに関しては、どのような形になるのかは、現在検討中なので名言はできないが、シニアクラブ連合会として会議等で町外へ行く場合に心配なく参加できるよう、町として何らかの支援を行いたいと考えている。

委員B: シニアクラブには町から活動費が出ているので、その範囲内で保険に加入することもできるのではないかと思う。

助け合いの気持ちがあっても、何かあった時に補償ができないというのは困るので、その辺り

を整備してもらいたい。前向きに考えて、あるものは何でも使ってもらいたい。

委員C:えべさの会の運営をやらせてもらっている。今のようなご意見もいただいているが、住民主体で町民に貢献できるように思っている方も多く、そうした中で計画にも名前を出していただき、サポートしてもらえることを話してもらえたことはありがたい。課題としては、経費等のお金の問題と担い手の問題があり、これからは担い手の方が大きな問題になると思う。会員として登録してもらっている方は前期高齢者が多いので、もう少し若い世代や、医療・介護等の経験がある方にも関わっていただきながら進めていけると広げていけるのではと思う。保険等については、色々相談させてもらいながら動いていければと思う。

委員D:高齢者のニーズは、移動支援だけではなく雪かきやゴミ出し等の生活支援ニーズも高いと思う。地域の支える方々も高齢化しており、支える側の問題もあると思う。今後、支える側への支援も考えてもらえると思うが、人的な面でどういう風にしていく等のアイデアはあるか。災害時の支援や日常的な生活支援等で何ができるのか考えてもらえればと思う。

事務局:災害時の避難については、自分や地域の方の協力では避難が難しい方は町が避難の支援をするが、自分や地域の方の協力で避難が可能な方は助け合っていたらいいと思う。町でできる部分と地域でできる部分とがあるので、防災訓練等を通じて地域の方々と共有し、お願いしていきたい。日常的な生活支援についても、できるだけ地域の方々に担っていただきたい部分があるので、組織化や費用等について相談等支援していければと思う。松村のまつぼっくりという取組もそういうものの一環だと思う。

委員B:P. 64 の「災害時に支援が必要な人への取組の推進」について、8月に自分のところの自治会に行政から近隣で動ける人等の情報を把握するよう話が来たが、それは個人情報に関するものではないかという話があった。こういうことは、行政と自治会、自治会長とできちんと話を進めてほしい。確認してほしい。

事務局:以前は支え合いマップという形で地域の支え合いにほぼ委ねる形だったが、今は情報をしっかり管理したうえで、支え合いが必要な方で本人の了解が得られた方の情報だけ、町が自治会に伝えてお願いしている。本人が了解しない方については、自治会長に地域で支え合いが必要な人として確認していただくようにしている。

委員E:今までは支え合いマップとして、地域の中で支援が必要な人について情報共有できた方を名簿で共有していた。今年から名前が災害時要支援者リストと変わり、町からの説明では、そのリストに掲載されている人は本人の了解を得ており、公助が必要な方なので自治会長等は把握しておいてくれと言われていた。それらの方以外にも色々な理由でリストに掲載されていない方もおり、地域の中で目をかけておいた方が良いのではという方もいる。そういう方は自治会の中で、隣近所等で目配せをして大変な時には声かけをしようという地域社会を作っていくことが、小布施町で進めてきた福祉サービスだと思う。

行政から提供されるリストは、先ほど事務局は支援が必要な方とおっしゃったが、そうではなくて公助が必要な方という認識だったので、違うのではないかと思った。

事務局:地域で情報共有を行って良いということを町が本人に対して確認し、了解が得られた方について災害時支え合い名簿という形で自治会長と共有させていただいている。その名簿の中には、地域で目をかけていただきたい共助が必要になる方と、公助が必要になる方が混在して

いる。公助が必要になる方は名簿ではアルファベット記載となっており、町の個別避難計画の対象となっている方で、災害時等に町と社会福祉協議会とで支援していく方。地域では、そうした認識を持っていただき、それ以外の自身で避難はできるが遠くまで行くのは難しい方等もいらっしゃるの、そうした方々について声かけ等で共助していただきたいと思う。

委員E: そうなるとトリアージじゃないけれど、この方は町がいずれ来てくれるからいいやとなってしまうと困る。そうならないよう第一避難所に何とか連れてきてしまう等もあるかもしれない。カチッと決めるのが良いのかどうかはあると思う。リストに掲載されている方の認識が違うと思った。

事務局: 今のことは十分参考にさせていただき、今後も研究・検討させていただく。

委員F: 昔は警官が一軒ずつ回ってきた。東京都等は今もやっているようだ。長野県や町ではもうやっていないのか。最近は警官が回ってきたことがない。

事務局: 正確なところは把握していないが、警察で地域の巡回をしていると思う。

委員B: 町の交番では巡回しているが、交番は土日の午後は閉まっている。

■3 会議事項(2)介護保険料の算定方法について

・事務局より資料に基づいて説明

【質疑応答】

・特になし

■3 会議事項(3)その他

・事務局より今後の予定について説明。(懇話会は残り2回開催の予定だったが、スケジュール等の都合により1回を书面開催として、最後の1回を2月頃に開催したい。パブリックコメントを12月下旬から1月中旬に開催したいと考えており、それと合わせて书面開催の1回を行うよう考えている)

【質疑応答】

委員D: パブリックコメントの結果を踏まえて、計画は完成になるのか。

事務局: パブリックコメントの後は、完成ではなく現在のものからもっと進んだ案となり、最後の懇話会の協議を踏まえて完成となる。

・事務局より懇話会の報酬について説明

■4 閉会